省令

○総務省令第百十五号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第五十六条の二及び統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号）別表第二の二の項の規定に基づき、小売物価統計調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月十一日

総務大臣　武田　良太

小売物価統計調査規則の一部を改正する省令

小売物価統計調査規則（昭和五十七年総理府令第六号）の一部を次のように改正する。

次の第一表及び第二表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

第一表

改正後	改正前
（調査の対象） **第五条**　小売物価統計調査は、次に掲げる事業所（以下「調査事業所」という。）について行う。 一　別表の一の項及び二の項の上欄に掲げる品目（以下「調査員調査品目」という。）については、総務大臣の定める調査地域内における、当該品目を販売し、又は提供している事業所のうち、総務大臣の定める方法により都道府県知事が選定したもの ［二・三　略］ ［2　略］ （調査の方法） **第十条**　小売物価統計調査は、次の各号に掲げる品目の区分に応じ、当該各号に定める方法により行う。 一　別表の一の項の上欄に掲げる品目　同項の下欄に掲げる者が当該品目を販売し、若しくは提供している調査事業所ごとに質問すること又は自ら確認することにより行う。 二　別表の二の項の上欄に掲げる品目　同項の下欄に掲げる者が当該品目を提供している調査事業所ごとに質問すること又は第六条の調査事項を把握することができる書類等の提供を求めることにより行う。 三　別表の三の項及び四の項の上欄に掲げる品目　それぞれ同表の三の項及び四の項の下欄に掲げる者が当該品目を販売し、若しくは提供している調査事業所ごとに質問すること若しくは第六条の調査事項を把握できる書類等の提供を求めること又は自ら確認することにより行う。 2　前項の規定にかかわらず、小売物価統計調査の精度を確保するため必要があるときは、調査員調査品目のうち、総務大臣が指定するものについては、総務大臣又は都道府県知事が調査することができる。 3　別表の二の項の下欄に掲げる者は、同項の上欄に掲げる品目を提供している調査事業所の事業主及び事実上当該事業所の事業主に代わる者の不在その他の事由により、第一項第二号に掲げる方法による調査を行うことができないときは、第六条の調査事項を当該調査事業所から当該品目の提供を受けている世帯の世帯主又はこれに準ずる者に質問することにより調査することができる。	（調査の対象） **第五条**　小売物価統計調査は、次に掲げる事業所（以下「調査事業所」という。）及び世帯（以下「調査世帯」という。）について行う。 一　別表の一の項及び二の項の上欄に掲げる品目（以下「調査員調査品目」という。）については、総務大臣の定める調査地域内における、当該品目を販売し、又は提供している事業所及び当該品目の提供を受けている世帯のうち、総務大臣の定める方法により都道府県知事が選定したもの ［二・三　同上］ ［2　同上］ （調査の方法） **第十条**　小売物価統計調査は、別表下欄に掲げる者がそれぞれ同表上欄の品目を販売し、若しくは提供している調査事業所又は当該品目の提供を受けている調査世帯ごとに質問することにより行う。 ［新設］ 2　前項の規定にかかわらず、総務大臣は、小売物価統計調査の精度を確保するため必要があるときは、別表の一の項の上欄の品目を調査することができる。 3　別表の二の項の下欄に掲げる者は、同項の上欄の品目の提供を受けている調査世帯の世帯主及びこれに準ずる者の不在その他の事由により、第一項に規定する方法による調査を行うことができないときは、第六条の調査事項を当該調査世帯に当該品目を提供している事業所の事業主又は事実上当該事業所の事業主に代わる者に質問することにより調査することができる。